

空き家の敷地に対する固定資産税の 優遇制度の見直しに関する提言

近畿ブロック知事会

令和3年12月

空き家の敷地に対する固定資産税の 優遇制度の見直しに関する提言

全国の空き家の総数は、この20年間で1.5倍の849万戸に増加している。使われな
いまま放置された空き家は老朽化が急速に進み、倒壊のおそれや治安・景観の悪化などの悪
影響が生じ、地域の衰退につながる。

空き家が増える理由の一つとして、今後人の居住の用に供される見込みがないと認められ
たものを除き、倒壊等のおそれのある「特定空家等」として勧告されない限り、敷地の固定
資産税が最大6分の1まで減額される住宅用地特例の存在が挙げられる。この特例により、
居住実態がない場合でも税制上の優遇措置を受け続けられることが、空き家が放置される要
因となっている。

今後、少子高齢化が進み団塊の世代の相続期が到来すると、さらなる空き家の急増が予想
されることから、空き家が老朽化する前の段階における利活用や除却を促すため、次の事項
について特段の措置を講じられるよう提言する。

空き家の敷地に対する固定資産税について、居住実態がなくなってからの期間など統一的
な基準を示したうえで、市町村が住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと。

令和3年12月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	荒	井	正	吾
和歌山県知事	仁	坂	吉	伸
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	飯	泉	嘉	門